

令和 2 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、「金融庁が行う政策評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

2. 令和 2 年度における政策評価の取組方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 29 年 8 月 1 日金融庁訓令第 31 号。以下「基本計画」という。計画期間：平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日。）を策定のうえ、各年、実施計画を策定し、この実施計画に沿って実施することとしている。

令和 2 年度においては、実績評価方式による評価を実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

3. 実績評価方式による評価

(1) 評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めている。

各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組を「主な事務事業」として掲げることとしている。

(2) 実績評価の対象とする施策

別紙 1 「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

(3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る令和2年度の取組状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、S：「目標超過達成」、A：「目標達成」、B：「相当程度進展あり」、C：「進展が大きくない」、D：「目標に向かっていない」の5段階の区分によるものとする。

令和2年度実績評価書は、令和3年8月末を目途として公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

(4) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し令和2年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、令和2年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

5. 規制の政策評価（事前・事後）

規制の新設・改廃に係る規制の政策評価（RIA）については、規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、「主な事務事業」のうち、規制の政策評価の対象となると考えられるものについては、〔RIA〕の記号を付している。

6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

金融庁における令和2年度実施計画（概要）

基本政策／施策	主な取組
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	
<p>1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 我が国金融システムの健全性を持続的に確保するため、実体経済と金融システムの相互関連性や金融システム内のストレスの波及について、コロナ禍の影響も含め調査・分析を行った上で、業界横断的な視点から金融モニタリングを実施する。特に、低金利環境の継続やマクロ環境の変化を踏まえ、①金融機関の過剰なリスクテイクにより金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか、②金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し健全性を維持できるか、について重点的にモニタリングを実施するとともに、③コロナ禍の影響も含め、企業セクターと金融システムとの連関への理解を深めるため、企業個社データを活用し、企業の資金調達の特長や財務状況等について把握・分析する。 ✓ こうした業界横断的な視点に加え、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、以下の観点から深度ある対話を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> - 大手銀行グループについて、グローバルな低金利環境の継続や社会全体のデジタルシフトの加速など、新たな環境の下で、家計・企業・地域社会・国際社会の課題を解決し、付加価値を創造するビジネスモデルの構築 - 地域金融機関について、検査マニュアル廃止後の融資や引き当て等に関する工夫事例の把握 - 証券会社について、真に顧客の利益になる金融商品・サービスの提供や、コンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮 - 保険会社について、適切な経営戦略の策定・推進を支えるリスク管理態勢やガバナンス機能の発揮、持続可能なビジネスモデルの構築 - 日本郵政グループについて、市場運用における安定的な収益確保と市場変動に耐性のあるポートフォリオの構築、グループガバナンスの発揮状況 ✓ 金融行政の実効性・適時性を確保するため、データの収集、管理、活用の枠組み・ルール（データガバナンス）の整備に取り組むとともに、データ分析力を向上させ、データ活用を推進する。
<p>2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む。
<p>3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コロナ禍が内外経済に甚大な影響をもたらす中、金融機関が、継続的に事業者の業況等をきめ細かく把握し、資金繰り支援を適切に行えるよう支援するとともに、取組状況を確認していく。 ✓ 金融機関による事業者の経営改善・事業再生支援等の取組状況を確認し、関係省庁とも連携し、必要なサポートを行う。 ✓ 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするため、銀行の業務範囲規制等を見直す。 ✓ 包括担保法制等を含む融資・再生実務のあり方について、金融機関に事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすようなものとなるよう、実務家や有識者との研究会や、現在の経済環境、海外の実務も踏まえつつ、検討する。
II 利用者の保護と利用者利便の向上	
<p>1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 顧客本位の業務運営の更なる進展に向けて、顧客にわかりやすく手数料等の情報を提供する「重要情報シート」を導入し、デジタル化の進展やコロナ禍の影響も踏まえたモニタリングを行う。 ✓ 金融経済教育や長期・積立・分散投資を促す「つみたてNISA」の普及等の施策を実施する。
<p>2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 振り込め詐欺、インターネットを利用した不正送金等について、資金移動業者を通じた金融機関からの不正出金にみられるような新たな手口の実態を踏まえた対策の実施等を金融事業者に促すとともに、警察庁とも連携して、これら事業者に対し必要な施策を検討・実施するほか、コロナ禍の影響等もあって広がりを見せている様々な形態の取引（SNS 個人間融資、ファクタリング等）について、多重債務防止等の観点から注意喚起等の取組を更に推進する。
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	
<p>1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 足元で金融資本市場の不安定な動きも見られる中、デジタルライゼーションの進展を踏まえ、網羅的で（広く）・機動的で（早く）・深度ある（深い）市場監視を実施する。 ✓ 市場監視業務におけるデジタルライゼーションの推進や適切な市場監視を行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成を実施する。
<p>2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和2年3月期から開示の充実が求められている経営方針やリスク情報等の記述情報について、開示の好事例の収集・公表を行う。 ✓ IFRS への移行促進に向けて適用企業の負担軽減を図るほか、会計監査に関する情報提供の充実に向け新たに導入された施策について調査・分析等を実施する。
<p>3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海外金融機関・専門人材の受入れを促進するため、金融行政プロセスの英語化や登録手続きの迅速化を進める。税制を含めたビジネス環境の改善策を検討する。 ✓ 企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるよう、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。 ✓ 成長資金の円滑な供給を図る観点から、取引所における市場構造改革の推進や取引所外の資金の流れの多様化など、我が国資本市場の機能・魅力の向上策を検討する。

(横断的施策)	
1 IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタル技術により利用者の課題を解決し、付加価値を創出できるよう、規制上の制約の解消等に取り組む。 ✓ 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直しや決済インフラの高度化・効率化を推進する。
2 業務継続体制の確立と災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応を行う。
3 その他の横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際的に協調した対応（コロナ対応における金融規制監督上の国際協調、危機対応に係る海外当局との連携強化、マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的な議論・連携）を進めるとともに、国際的な当局間のネットワーク・協力を強化する。 ✓ 世界共通の課題への対応（サステナブル・ファイナンス、マネロン・テロ資金供与対策の強化）について、我が国として必要な取組を実施し、国際的な議論へ参画・貢献する。 ✓ 海外当局等における優れた取組を採り入れるとともに、我が国の工夫を国際的に共有し世界の実務の向上に貢献する。 ✓ 金融機関等から受け付ける申請・届出等の行政手続きの電子化等を進める。
(金融庁の行政運営・組織の改革)	
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種有識者会議の活用や金融行政に対する外部評価及び自己評価の実施等による金融庁のガバナンスの改善、金融行政に関する広報の充実、学術的成果の金融行政への活用に向けた環境整備を実施するほか、財務局の金融行政担当部局との一体化を推進する。 ✓ 庁内横断的な重点施策の政策立案・総合調整機能の充実を行う。
2 検査・監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善する。
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 課室での「グループ化」によるコミュニケーションの活性化、「政策オープンラボ」や「庁内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会の拡大など、職員による主体的な取組を支える環境整備を進める。 ✓ これまで以上にマネジメントを意識した組織運営を行うため、幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、その状況を事後的に検証（職員満足度調査や 360 度評価）する取組や、「グループ長」のマネジメントの意識を高める取組を実施する。

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成29～令和3年度）

基本政策	施策	令和2年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	① マクロプルーデンスの取組み ② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]「金融行政方針」に基づくプルーデンスの取組（金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析、2年度） ・[主要]「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施状況（「金融行政方針」に基づく金融モニタリングを実施、2年度） ・[主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、2年度） ・[主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、2年度） ・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングの適切な実施（告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況の確認、2年度） ・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行う、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施、2年度） ・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組（金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施、2年度） ・大手証券会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施、2年度） ・国際的に活動する保険グループに対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行う、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施、2年度）
	2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備（関連告示等の整備、I A I S（保険監督者国際機構）から公表されたICS Ver.2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえた国内規制の検討、2年度） ・[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、2年度） ・名寄せデータの精度（預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証、2年度）
	3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備 ② 地域経済エコシステムの推進	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進（金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮、ガバナンス向上に向けた取組を促進、2年度） ・コロナ禍の影響を受けて改正した、金融機能強化法の活用を受けた場合の経営強化計画の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法の活用を受けた場合に、経営強化計画を適切に審査し、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、2年度） ・経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証ガイドライン」という。）及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則（以下「特則」という。）の融資償還としての浸透・定着（経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報並びに金融機関との対話による経営者保証ガイドライン及び特則の積極的な活用を促進、2年度） ・貸出態度判断D、I（前年同期（2年3月）の水準を維持、2年度） ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） ・地域経済エコシステムの推進（地域の実態把握・地域の課題解決等を通じた地域経済エコシステムの形成・深化への貢献、2年度） ・経済の回復と持続的な成長に資する銀行制度等のあり方の検討（検討の推進、2年度）
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に合う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着 ② 家計における長期・積立・分散投資の推進 ③ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組） ④ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融機関による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践、（「顧客本位の業務運営に関する原則」の内容の充実、2年度） ・[主要]家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組状況（①NISA制度関連の税制改正要望提出・2年度、②NISA制度の周知・広報活動の拡充、2年度） ・利用者の利便を向上させるための取組状況（①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等）、2年度、②後見制度支援預金等の導入状況、2年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、2年度） ・[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施、2年度）
	2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等 ② 利用者保護のための制度・環境整備	金融サービスの利用者の保護が図られること	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令等の整備等、2年度） ・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、2年度） ・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、2年度） ・[主要]日本郵政グループにおける態勢整備（適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善を促していく、2年度） ・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、2年度） ・[主要]資金業者における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、資金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、2年度） ・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（改正資金決済法の施行に向けて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、2年度） ・[主要]無登録業者に対する適切な対応（無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う、2年度）

基本政策	施策	令和2年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
				<ul style="list-style-type: none"> ・相談室相談員の研修受講状況（5回、2年度） ・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、2年度） ・多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況（多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う、2年度） ・財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施（各財務局において実施、2年度） ・キャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況（連携強化に向けた取組を行う、2年度） ・インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う、2年度） ・不正利用口座への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施、2年度） ・振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況（振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す、2年度） ・暗号資産交換業者における態勢整備（暗号資産交換業者のサイバーセキュリティ対策の水準の向上を図るとともに、新たに規制対象となった他人のための暗号資産の管理、暗号資産デリバティブ取引について、リスクに応じた登録審査・モニタリングを行っていく、2年度）
Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	<p>1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化</p> <p>2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施</p> <p>3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>② 内外環境を踏まえた情報力の向上</p> <p>③ 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施</p> <p>④ 市場規律強化に向けた実効的な取組等</p> <p>⑤ デジタルライゼーション対応と戦略的な人材の育成</p> <p>① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施</p> <p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保</p> <p>③ E D I N E T の整備</p> <p>④ 我が国において使用される会計基準の品質向上</p> <p>⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施</p> <p>⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督</p> <p>⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進</p> <p>① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組</p> <p>② 資産運用業の高度化</p> <p>③ 国際金融機能の確立</p> <p>④ 市場の機能強化に向けた環境整備</p> <p>⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等</p> <p>⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上</p>	<p>市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること</p> <p>企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること</p> <p>市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]不安定な動きが見られる金融・資本市場における機動的な市場監視の実施（相場操縦等の不正行為や悪質な取引等への対応の実施、2年度） ・[主要]フォワードルッキングな市場監視の実施（様々な金融市場の動向等を踏まえた多面的な分析、マクロ的な視点で種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析等の実施、2年度） ・[主要]積極的・機動的な調査・検査の実施（多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の実施、2年度） ・[主要]証券モニタリングの適切な実施（多様な投資者の保護の充実・強化、2年度） ・[主要]裁判所への申立てに係る調査権限の積極的な活用（無登録業者による投資家被害の拡大防止のための調査権限の積極的な活用及び関係機関との連携強化、2年度） ・[主要]重大で悪質な事案に対する厳正な対応（関係機関とも連携の上、的確な刑事告発等の実施、2年度） ・[主要]国内外の各機関等との連携強化等の実施（市場規律の強化に向けた国内外の各機関等との連携強化及び情報発信、2年度） ・[主要]業務の継続的な点検等の実施（事案の態様に応じた適正な調査・検査を引き続き実施、2年度） ・[主要]デジタルライゼーションの一層の活用の推進及び人材の育成（デジタルフォレンジック技術の向上及びシステムの高度化、幅広い視点を持った人材の育成、2年度） <ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日）を踏まえた取組の促進（2年度） ・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況（ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、2年度） ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）の稼働率（99.9%以上、2年度。なお、システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。） ・[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上（国際会計基準（I F R S）の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進、2年度） ・[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況（会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化、2年度） ・[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況（公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、2年度） ・優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況（優秀な会計人材確保に向けた取組を実施、2年度） ・国際会計人材ネットワークの登録者数 <ul style="list-style-type: none"> ・[主要] コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況（コーポレートガバナンス・コードの改訂に向けて、「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるためのコーポレートガバナンスのあり方について検討を行う、2年度） ・[主要] 資産運用業の高度化に向けた取組の状況（資産運用会社の運用力強化に向けた業務運営態勢の確立や資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」の促進等に取り組む、2年度） ・[主要] 「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への対応状況（「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応、2年度） ・海外プロモーション活動等の取り組み状況（国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行う、2年度） ・市場機能強化に向けての施策の推進状況（決済期間短縮化、総合取引所における取引商品の更なる拡大など、2年度） ・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況（清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す、2年度） ・金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況（L I B O R の代替金利指標については、ターム物リスク・フリー・レートが、信頼性の高い代替金利指標として早期に構築されるよう、市場関係者の取組を促すとともに、同指標の算出・公表主体におけるガバナンス体制の構築状況を注視する。T I B O R については、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協 T I B O R 運営機関の取組をフォローアップするとともに、同指標の欧州域内利用に向けて必要な対応を行う、2年度）

基本政策	施策	令和2年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
------	----	--------------	------	---------------

(横断的施策)

<p>1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な</p>	<p>① デジタル化の加速的な進展への対応 ② 金融技術の発展を受けた対応</p>	<p>デジタル化の進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブ、基幹システム、フロントランナー・サポートハブで受け付けた相談への対応状況 (FinTechサポートデスクで受け付けた相談や、FinTech実証実験ハブ及び基幹システム、フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応、2年度) ・FinTech Innovation Hubによる情報収集の実施状況 (最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集、2年度) ・金融商品販売法等改正法の施行に向けた取組 (政令・内閣府令の整備等、2年度～) ・金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数 (100社、2年度) ・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況 (金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施、2年度) ・決済システムの高度化・効率化の検討状況 (具体的な検討推進、2年度) ・クロスボーダー送金の高度化への取組 (クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップの策定、2年度) ・金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直し状況 (検討会の設置、書面・押印・対面の不要化や電子化の促進、2年度) ・銀行と電子決済等代行業者の間の接続についてのAPI方式への移行のフォローアップ状況 (銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、API方式への移行をフォローアップ、2年度) ・アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための取組 (具体的な取組の推進、2年度)
<p>2 業務継続体制の確立と災害への対応</p>	<p>① 災害等発生時における金融行政の継続性確保 ② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上 ③ 災害への対応</p>	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体 (金融庁及び金融機関等) における業務継続体制の確立を図ること 東日本大震災、28年熊本地震、30年7月豪雨、令和元年東日本台風 (台風第19号)、2年7月豪雨等の自然災害の被災者並びに新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み (「政府業務継続計画 (首都直下地震対策)」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、元年度) ・[主要]災害等発生時に備えた訓練 (金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、元年度) ・[主要]業界横断の業務継続訓練の実施 (訓練の実施、元年度) ・「個人債務者の私的整理に関するガイドライン (以下「個人版私的整理ガイドライン」という) の運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進 (個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進、元年度) ・金融機能強化法 (震災特例) に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施 (金融機能強化法 (震災特例) について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、元年度) ・自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援 (自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、元年度) ・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付 (各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、元年度)
<p>3 その他の横断的施策</p>	<p>① 世界共通の課題の解決への貢献 ② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化 ③ 規制・制度改革等の推進 ④ 事前確認制度の適切な運用 ⑤ 金融行政におけるITの活用 ⑥ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等</p>	<p>世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること 基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組 (「政府業務継続計画 (首都直下地震対策)」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、2年度) ・[主要] 災害等発生時に備えた訓練 (金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、2年度) ・[主要] 業界横断の業務継続訓練の実施 (訓練の実施、2年度) ・「個人債務者の私的整理に関するガイドライン (以下「個人版私的整理ガイドライン」という) の運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進 (個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進、2年度) ・金融機能強化法 (震災特例) に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施 (金融機能強化法 (震災特例) について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、2年度) ・自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援 (自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、2年度) ・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付 (各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、2年度)

(金融庁の行政運営・組織の改革)

<p>1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化</p>	<p>① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革 (ガバナンスの改善) ② 金融行政に関する広報の充実 ③ 総合政策機能の強化 ④ 金融技術の発展を受けた対応</p>	<p>金融庁のガバナンスの改善等を通じた金融行政の質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 各種有識者会議の積極的活用 (有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、2年度) ・[主要] 第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施 (内外からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、2年度) ・[主要] 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 (日本語版ウェブサイト、英語版ウェブサイト、2年度) ・金融庁Twitter (日本語版アカウント、英語版アカウント) のフォロワー数、ツイート (発信) 回数、いいね数、リツイート数 ・[主要] 財務局の金融行政担当部局との一体化に向けた取組状況 (財務局の金融行政担当部局との一体化、2年度) ・アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための取組 (具体的な取組の推進、2年度) 【再掲】
<p>2 検査・監督の見直し</p>	<p>① 検査・監督の見直し (モニタリング手法等)</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方 (検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実施するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 「金融検査・監督の考え方と進め方 (検査・監督基本方針)」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況 (新しい考え方に沿った検査・監督の実践、2年度)
<p>3 金融行政を担う人材育成等</p>	<p>① 職員による主体的な取組を支える環境の整備</p>	<p>コロナ対応を契機とした働き方改革を更に進化・定着させること 職員が自由闊達に議論し、イニシアティブを発揮できる庁風を築くこと 実態把握力や政策的な構想力の水準を高めること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 職員による主体的な取組を支える環境整備 (職員が主体性を発揮できる環境の構築、令和2年度) ・[主要] マネジメントを意識した施策の実施状況 (マネジメントに対する意識の向上、2年度) ・[主要] 専門性向上を目的とした人材育成等の実施状況 (人材育成の実効性の向上、2年度) ・[主要] 業務の合理化・効率化の実施状況 (コロナ対応を契機とした新しい働き方の確立、2年度) ・[主要] 人事改革の進捗状況の検証 (人事改革を定着・深化させるPDCAサイクルを構築、2年度)

各施策及び主な事務事業

基本政策 I	金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
施策 I - 1	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策 I - 2	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
施策 I - 3	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策 I - 1
マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

施策の概要	<p>マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフ一体の効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。</p>
達成すべき目標	<p>金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保</p>
目標設定の 考え方・根拠	<p>企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システムの安定性が維持されることが必要である。</p> <p>また、人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境、コロナ禍の世界的拡大や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタルイノベーションの進展など、金融業界を巡る環境は大きく変化していることを踏まえ、金融機関は持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・検査・監督基本方針(平成 30 年 6 月 29 日) ・令和 2 事務年度証券モニタリング基本方針（令和 2 年 8 月 4 日） ・「日本再興戦略」改訂 2016（28 年 6 月 2 日閣議決定） ・G20 サントペテルブルク・サミット首脳宣言（25 年 9 月 6 日） ・G20 サミット首脳宣言・行動計画（20 年 11 月 15 日） ・令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（以下「金融行政方針」）（令和 2 年 8 月 31 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]「金融行政方針」に基づくプルーデンスの取組（金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析、2 年度） ・[主要]「金融行政方針」に基づく金融モニタリングの実施状況（「金融行政方針」に基づく金融モニタリングを実施、2 年度） ・[主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、2 年度） ・[主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、2 年度） ・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングの適切な実施（告示上の要件で求められるリスク管理態勢・内部統制の状況の確認、2 年度）

【別添2】

	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施、2年度） ・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組（金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施、2年度） ・大手証券会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施、2年度） ・国際的に活動する保険グループに対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施、2年度）
<p>参考指標</p>	<p>—</p>

<p style="text-align: center;">主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① マクロプルーデンスの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国金融システムの健全性を持続的に確保するため、実体経済と金融システムの相互関連性や金融システム内のストレスの波及について、コロナ禍の影響も含め、調査・分析を行うとともに、マクロ健全性維持の観点からの規制について、適切な運用や検討を実施する。
<p>② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の金融機関のリスクプロファイル（例えば、グループ・グローバル業務の多様化・複雑化の程度や、地域経済や各業種へのエクスポージャー等）をオン・オフ一体のモニタリングを通じてきめ細かに把握し、持続的な健全性維持に向け、対話を通じて適切なガバナンスの発揮とリスク管理の高度化を促していく。 ・特に、本邦金融機関に対しては、健全性を確保する観点から、以下の点について、重点的にモニタリングを行う： <ul style="list-style-type: none"> ①長期に亘る低金利環境下において、金融機関が過剰なリスクテイクを行い、その結果として金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか。 ②低金利環境やマクロ環境が変化する中において、金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し、健全性を維持できるか。 ・グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、3メガバンクグループ、野村グループ、大規模な保険会社及び保険会社グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催する。

- ・金融行政上の重要課題について、国際的なベストプラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組む。
- ・引き続き、自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングを適切に行う。
- ・先端の専門的知見を、効率的・効果的に活用するため、組織内のニーズに応じて、適切な外部専門家の登用に取り組む。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組む。
- ・金融モニタリングにおけるデータについては、引き続き、モニタリング内容の変更に応じた見直し・整備を行うほか、金融機関の負担軽減の観点から、業界要望等を踏まえて、金融庁と日本銀行等との間において内容が類似している徴求データの統一化を検討する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響も含め、個別金融機関の経営状況や金融システム全体の状況を的確に把握するため、金融機関からの徴求データを、金融経済情勢に関するマクロデータや企業の個社データと組み合わせて分析するなど、データ活用の高度化を推進する。
- ・金融行政の高度化・効率化を進めるため、中長期的視点に立ったデータ戦略として、データの収集、管理、活用の枠組み・ルール（データガバナンス）の整備に取り組むとともに、分析手法の多様化や人材の育成に努める。
- ・金融機関におけるコンプライアンス・リスクを早期に特定・評価するため、IT を用いて、当局に寄せられた苦情・相談の分析を高度化させるとともに、内外の規制・経済情勢に関する幅広い情報の収集・分析に取り組む。これらの分析を踏まえ、金融機関のコンプライアンス・リスク管理のあり方について、必要な対話を実施していく。
- ・LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）は、2021 年末以降に恒久的に公表停止される可能性が高まっているため、官民一体となって LIBOR からの移行に向けた取組を進める。
- ・主要な金融機関の経営トップに対して発出した「Dear CEO レター」の記載内容や、各金融機関が策定した移行計画に基づき、丁寧な顧客対応も含めた取組の進捗状況についてモニタリングを実施する。また、日本銀行と合同で、年明けに 2020 年 12 月末時点の LIBOR 利用状況調査を実施し、結果を公表することで、移行の進捗状況を対外的に示していく。さらに、金融機関及び事業法人等の対応を更に加速させるため、各種講演や説明会の開催等、引き続き情報発信に努める。
- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組を実施する。

【大手銀行グループ】

- ・今後の経済情勢について不確実性が高まっていることを踏まえ、個別金融機関の財務状況等について、データ等を用いて分析・把握し、深

度ある対話を行う。その際、与信費用を巡るリスク、海外クレジット投資のリスク、米ドルなど外貨資金調達に係る流動性リスクなどの実態の的確な把握に努める。

- ・特定のシナリオについてのセンシティブティ分析及び金融庁・日本銀行共同のストレステストの実施並びにこれらに基づく金融機関との対話を通じて、経済環境の変化の金融システムへの影響や波及経路についての更なる把握を進める。くわえて、金融機関自身によるストレステストも活用したリスク・健全性の把握や資本政策についての対話を行っていく。
- ・グローバルな低金利環境の継続や社会全体のデジタルシフトの加速など、新たな環境の下で、家計・企業・地域社会・国際社会の課題を解決し、付加価値を創造するビジネスモデルをどう構築していくのか、対話を進める。
- ・政策保有株式についても、保有意義の検証や縮減計画の進捗等に係る対話を行っていく。

【地域金融機関】

- ・検査マニュアル廃止後の融資や引当等に関する金融機関の取組について、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」に基づいて、工夫事例の把握に努める。

【証券会社】

- ・大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、証券会社としての金融仲介機能を発揮し、持続可能なビジネスモデルが確立されるよう、真に顧客の利益になるサービス・商品の提供や、顧客の利益を尊重した業務運営態勢の構築、形式的なルールの遵守にとどまらないコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮といった課題への対応について深度ある対話を行う。

【保険会社】

- ・適切な経営戦略の策定・推進を支えるリスク管理態勢やガバナンス機能の発揮、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取り組むべき課題等について深度ある対話を中心にモニタリングを行う。
- ・特に、自然災害の多発・激甚化への対応について、被災者の経済的復旧のために損害査定や保険金支払いを適正かつ迅速に行う工夫等の運営上の論点も含め、大規模自然災害に対する備えとして保険がどのように機能すべきか対話・検討を進める。
- ・また、新型コロナウイルス感染症のような未知の感染症について、契約者に寄り添った保障・補償が提供されるよう、保険会社の経営判断や財務の健全性等も踏まえつつ、対話を通じて検討を促す。
- ・海外子会社管理を含めたグループガバナンスに関しては、IAIS（保険監督者国際機構）において採択された国際的なガイドラインも踏まえ、グループ監督のための監督指針等の改正を行い、各保険グループの規

模やリスク特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化を促す。

- ・保険会社における適切な内部管理に資するよう、現行の財務上の指標や規制についても不断に見直しを行う。

【日本郵政】

- ・日本郵政グループについて、市場運用における安定的な収益確保と市場変動に耐性のあるポートフォリオの構築に向けた取組に加えて、日本郵政によるグループガバナンスの発揮状況について対話する。

【その他の業態】

- ・電子決済等代行業者の適切な登録審査や、業容拡大に伴う業務運営状況について、電子決済等代行業者の業務特性等を踏まえモニタリングを行い、利用者保護やシステムの安定性を確保していく。
- ・助言・代理業者におけるウェブサイト上の広告表示やメールマガジン等による勧誘行為について、当局に寄せられる相談や関係機関からの情報等を参考として、情報分析・検証を進め、事実と異なる表示等を行っている業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行う等、厳正な対応を行っていく。
- ・店頭FX業者について、取引データの保存・報告制度（2021年4月開始）を適切に実施するための態勢の整備状況についてモニタリングを行う。また、報告されたデータの分析・検証結果を踏まえ、各業者の取引状況についてモニタリングを行う。
- ・投資運用業者における忠実義務・善管注意義務を履行するための業務運営態勢について引き続き、モニタリングを行う。新型コロナウイルス感染症の影響がある中、リート等を運用する投資運用業者が、テナントの状況を十分に勘案し、長期的な視点に立った柔軟な対応を行っているかについてモニタリングを実施する。
- ・第二種金融商品取引業者における取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行っていく。また、貸付事業を投資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う二種業者については、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等について実態把握を継続する。
- ・適格機関投資家等特例業務届出者について、問題のある業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行う。
- ・信用格付業者の業務の適切性確保のため、海外当局との連携も図りながら、モニタリングを継続する。
- ・電子記録移転権利等を取り扱う業者の登録が行われた場合には、電子記録移転権利等の健全な発展及び投資者保護の観点から、適切に当該業者へのモニタリングを実施していく。

総合政策局

総務課国際室、リスク分析総括課、健全性基準室、マクロ分析室、大手銀行モニタリング室、コンダクト企画室、情報・分析室、データ分析統括室

監督局

総務課、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、外国証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、協同組織金融室、保険課、証券課

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課

施策 I - 2

健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。</p> <p>【根拠】</p> <p>預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針 等</p>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備（関連告示等の整備、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICS Ver2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえた国内規制の検討、2年度） ・[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、2年度） ・名寄せデータの精度（預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証、2年度）
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等>

主な事務事業の取組内容

① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等

- ・2017年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢについて、関係者と十分な対話を行った上で、2020年中を目途に国内実施に向けた規制案を公表する。
- ・経済価値ベースのソルベンシー規制等について、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICS Ver2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）や有識者会議報告書の内容を踏まえつつ、国内フィールドテストの実施や幅広い関係者との対話等、国内規制の整備に向けた検討や準備を着実に進める。
- ・昨年度下期から始まった同時決済導入の本格フェーズにおいては、比

	<p>較的規模の小さな投資運用業者も対象となっており、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努め、我が国の信託勘定における同時決済を促す。</p>
<p>② 円滑な破綻処理のための態勢整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。 ・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行う。

【担当部局名】

監督局

総務課監督調査室、信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課

総合政策局

リスク分析総括課、健全性基準室

施策 I - 3**金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施**

施策の概要	金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、顧客本位の良質なサービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること
目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍が内外経済に甚大な影響をもたらす中、金融機関において、継続的に事業者の業況等についてきめ細かく実態を把握し、資金繰り支援を適切に行っていく必要がある。・コロナ禍の状況等も見極めながら、資金繰り支援から、資本性資金等も活用した事業者の経営改善・事業再生支援等に軸足を移し、コロナ後の新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に取り組む必要がある。・コロナ禍等の影響により社会経済のあり方が変わるとともに、構造的に少子高齢化の進展や人口の減少などが進む中、金融機関は、企業や個人によるこうした変革への対応を主体的に支援し、自らのビジネスの見直しを進めることが必要である。・人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境、コロナ禍の世界的拡大や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタルイゼーションの進展など、金融業界を巡る環境は大きく変化している。金融機関は、こうした変化を踏まえた持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。 <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～(令和 2 年 8 月 31 日)・金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI) (元年 9 月 9 日公表)・経済財政運営と改革の基本方針 2020 (2 年 7 月 17 日閣議決定)・経済財政運営と改革の基本方針 2019 (元年 6 月 21 日閣議決定)・経済財政運営と改革の基本方針 2018 (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)・新しい経済政策パッケージ (29 年 12 月 8 日閣議決定)・未来への投資を実現する経済対策 (28 年 8 月 2 日閣議決定)・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策 (26 年 12 月 27 日閣議決定)・成長戦略フォローアップ (2 年 7 月 17 日閣議決定)・成長戦略 2019 (元年 6 月 21 日閣議決定)

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来投資戦略 2018（30 年 6 月 15 日閣議決定） ・ 未来投資戦略 2017（29 年 6 月 9 日閣議決定） ・ 日本再興戦略 2016（28 年 6 月 2 日閣議決定） ・ 日本再興戦略 改訂 2015（27 年 6 月 30 日閣議決定） ・ 「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26 年 6 月 12 日） ・ 「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25 年 12 月 13 日） ・ 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22 年 12 月 24 日） ・ 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（30 年 5 月 16 日成立、5 月 23 日公布・施行） ・ 第 197 回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（31 年 3 月 7 日） ・ 第 197 回国会 衆議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（31 年 2 月 15 日）
	<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ [主要] ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進（金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮、ガバナンス向上に向けた取組を促進、2 年度） ・ コロナ禍の影響を受けて改正した、金融機能強化法の活用の申請を受けた場合の経営強化計画の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法の活用の申請を受けた場合に、経営強化計画を適切に審査し、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、2 年度） ・ 経営者保証に関するガイドライン（以下「経営者保証ガイドライン」という。）及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則（以下「特則」という。）の融資慣行としての浸透・定着（経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報並びに金融機関との対話による経営者保証ガイドライン及び特則の積極的な活用を促進、2 年度） ・ 貸出態度判断 D. I.（前年同期（2 年 3 月）の水準を維持、2 年度） ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） ・ 地域経済エコシステムの推進（地域の実態把握・地域の課題解決等を通じた地域経済エコシステムの形成・深化への貢献、2 年度） ・ 経済の回復と持続的な成長に資する銀行制度等のあり方の検討（検討の推進、2 年度）
	<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する

	<p>る情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」） ・融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報<内容>
--	--

主な事務事業の取組内容

<p>① ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、金融機関の取組状況を確認し、政策金融機関や信用保証協会等とも連携して、金融機関による事業者の資金繰り支援に万全を期す。 ・コロナ禍の状況等も注視しつつ、地域金融機関の経営状況やガバナンスについて、深度あるモニタリングを行っていく。 ・コロナ禍等による、事業者の経営状況の変化や、内外の金融市場の変動等について、リアルタイムで注視していく。その上で、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関とは、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を行い、持続可能なビジネスモデルを構築するための実効性のある対策を求めていく。その際、先の通常国会で成立した改正金融機能強化法や独禁法特例法をはじめとする各種施策の活用、システム等の業務基盤・管理部門の効率化も含めて、経営基盤の強化にどのような方策があり得るか、幅広く検討を促す。 ・地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする金融機関各階層の職員や社外取締役との対話や、リモート技術も活用した検査等を適切に組み合わせ、モニタリングを行う。特に、経営トップとの間では、「コア・イシュー」も活用して対話を行う。 ・金融市場の変動等が各行に与える影響等も踏まえつつ、有価証券運用態勢等について課題が見られる金融機関については、早め早めにリスク管理態勢の向上等に向けた対話を行う。くわえて、関係団体と連携した地域銀行との研修や意見交換の機会を通じて、有価証券運用態勢の現状を踏まえた外部機関の更なる知見の活用の必要性に関する対話を行い、有価証券運用態勢の高度化につなげていく。 ・「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」で支援しているような先進的取組への着手が困難な地域銀行とも、システムコストに関する根本的な見直しの可能性について対話を行う。 ・協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、財務局と連携し、中央機関に対して、信用金庫・信用組合にどのようなサポートが必要か引き続き対話を通じて確認し、その役割を積極的に発揮するよう促す。また、令和元年度において試行的に実施した信用金庫・信用組合の持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話を、信用金庫・信用組合に固有の特性にも着眼し、深度をもって行っていく。コロ
---	--

ナ禍での事業者支援をはじめとする金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けた対話に当たっては、こうした特性を踏まえた議論を行う。特に、中小・零細企業に対する支援に配慮するよう促す。

- ・ 2年5月に成立した「独占禁止法特例法」が、の円滑な施行を図るため、関係政省令の整備等を行う。
- ・ 経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報を継続して行う。また、金融機関が担保・保証に過度に依存しない融資を行うために、経営者保証ガイドラインの経営上の位置付けや特則の運用開始を受けた事業承継時の二重徴求等について、経営トップを含めた金融機関との対話を実施するとともに以下の取組を行う。
 - i) 特則の活用状況について、アンケート調査を行う。
 - ii) 「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」について、各銀行の自主的な開示を促すとともに、半期ごとにその取組状況の見える化を行う。
- ・ 地域金融機関の将来にわたる健全性を確保するための規律付け・インセンティブ付与としての機能も視野に入れ、預金保険料率のあり方の方向性について、引き続き関係者による検討を行う。
- ・ 先導的人材マッチング事業等も活用しつつ、金融機関が、顧客企業に対する人材紹介業務等を通じて、地域企業における経営人材ニーズを掘り起こし・マッチングする取組が早期に定着するよう、金融機関を含む関係者と対話する。
- ・ 地域への経営人材の円滑な移動や兼業・副業を実現する観点から、大手銀行等の専門経験を有する人材をリストアップしてREVICでリストを管理し、地域の中小企業とのマッチングを促進する。
- ・ 今後、地域金融機関や中小企業庁が各都道府県に設置する「事業引継ぎ支援センター」等の関係機関の取組状況について実態把握を進め、例えば、地域における有効な取組・成功事例の横展開を図るなどにより、地域金融機関による事業承継支援を一層促進する。
- ・ 包括担保法制等を含む融資・再生実務のあり方について、金融機関に事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすようなものとなるよう、実務家や有識者との研究会や、現在の経済環境、海外の実務も踏まえつつ、検討する。
- ・ 地域経済の活性化・課題解決に向け、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に関して多様な関係者が議論するRegional Banking Summit (Re:ing/SUM) を、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（元年12月5日閣議決定）に基づき、令和元事務年度に引き続き開催する。
- ・ 金融機関において、コロナ禍を踏まえた経営のあり方について、事業再構築・再生等を含めて、どのような選択肢が最適か、事業者としっかりと対話を行い、実効的な支援策を講じていくよう、特別ヒアリング等を通じ、対応状況を確認していく。

- ・ R E V I C ・ 中小企業基盤整備機構等によるファンドや、公庫・商工中金等による資本性劣後ローン、中小企業支援協議会等による再生計画の策定支援等の支援のメニューについて、わかりやすくマッピングした上で、金融機関、商工会・商工組合等の事業者団体、税理士等の支援機関に周知し、活用を促す。
- ・ 各都道府県で地域の関係者が連携して円滑に事業者支援を進めていくよう、地域の支援態勢の実効性を確保していく。そのため、財務局・金融庁において、各地域の実情に合わせて、関係機関への声かけ・支援等を行う。
- ・ 関係省庁との間でも、資本性資金の活用策や経営改善支援策全般について、実務的な課題や関係者のニーズを適時に共有しつつ、地域での実情・課題に応じた支援のあり方について、継続的に協議を行っていく。
- ・ 地域金融機関の現場職員の事業者支援能力向上につなげるため、金融機関の現場職員の間で、地域・組織を超えて 事業者 支援のノウハウを共有する等の取組を支援していく。
- ・ 金融機能強化法の活用を受けた場合は、経営強化計画について、金融仲介の取組の実行性及び収益化の実現性の観点から検証・評価する。
- ・ 金融機能強化法に基づき国が資本参加を行なう金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。
- ・ 地域金融機関に対して、2年8月に施行された「改正金融機能強化法」の趣旨を丁寧に説明しつつ、地域金融機関が、事業者等への融資・支援等に当たって自己の資本基盤の充実が必要であると判断する場合には、同法の活用を含めた検討を促すなど、事業者支援等の金融機能の強化に万全を期す。また、資本参加に係る優先株式等の配当率については、東日本大震災時の特例措置の例も踏まえて、預金保険機構等の資金調達コスト等を基に検討していく。
- ・ 早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。
- ・ 資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。
- ・ 銀行グループが、地方創生に資する業務など社会的に意義のある業務に積極的に取り組むことができるよう、銀行の子会社や兄弟会社の業務範囲に関する規制を見直すことなどについて検討する。

② 地域経済エコシステムの推進

- ・ 探究型対話の実践の際の有用な材料とするため、「地域生産性向上支

援チーム」において、金融機関以外の幅広い関係者からの定量・定性両面の情報収集・実態把握を進め、コロナ禍の影響も踏まえた地域経済の実勢・地域経済エコシステムの実情について更に理解を深めていく。

- ・金融育成庁として、金融庁若手有志が立ち上げた「地域課題解決支援チーム」の取組を「地域課題解決支援室」を通じて組織的に支援していき、引き続き、全国各地での地域課題解決に資する創意工夫を凝らした取組（例：熊本県中小企業経営支援連携会議による「起業・創業ワンストップサービス」など）を進めていく。

【担当部局名】

監督局

総務課監督調査室、信用機構対応室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域課題解決支援室、地域銀行モニタリング室

基本政策Ⅱ	利用者の保護と利用者利便の向上
施策Ⅱ－１	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策Ⅱ－２	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策Ⅱ－１

利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	<p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日公表）・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25 年 6 月 28 日閣議決定）・金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日公表）・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年 6 月 12 日公表）・消費者基本計画（27 年 3 月 24 日閣議決定）・未来への投資を実現する経済対策（28 年 8 月 2 日閣議決定）・未来投資戦略 2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（30 年 6 月 15 日閣議決定）・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 2 年度改訂）（令和 2 年 7 月 14 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（25 年法律第 65 号）・高齢社会対策大綱（30 年 2 月 16 日閣議決定）・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（30 年 7 月 3 日）・認知症施策推進大綱（令和元年 6 月 18 日）・令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（以下「金融行政方針」）（令和 2 年 8 月 31 日）・金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—（2 年 8 月 5 日）

<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融機関による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践、「顧客本位の業務運営に関する原則」の内容の充実、2年度） ・[主要] 家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組状況（①NISA 制度関連の税制改正要望提出・2年度、②NISA 制度の周知・広報活動の拡充、2年度） ・利用者の利便を向上させるための取組状況（①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等）、2年度、②後見制度支援預金等の導入状況、2年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、2年度） ・[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組の実施、2年度）
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針、自主的なKPI及び投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIを策定・公表した金融事業者数 ・つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着</p>	<p>金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融事業者が、「原則」の趣旨・精神を実践していくことを支援するため、「原則」を改定し、具体的な取組内容を充実させる。 ・「重要情報シート」の活用促進により、顧客が金融事業者や金融商品を比較しやすい環境を早期に整備するため、金融事業者や業界との対話を進めていく。また、金融事業者の取組方針や取組状況の比較可能性の向上に向け、金融庁における公表のあり方を検討するほか、好事例・不芳事例の分析結果の公表など、顧客にとってわかりやすい情報発信を行う。 ・顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置づけや、顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための手数料体系を含めた中長期的なビジネスモデルのあり方やそれを支える営業支援インフラの充実等の体制構築などに関して、デジタル化の進展やコロナ禍の影響も踏まえながら、深度あるモニタリングや対話を行う。また、金融事業者における顧客のライフプラン等を踏まえた業横断的な商品の提供や商品提供後の適切なフォローアップ、商品組成会社が想定する顧客層の説明などに

関する取組状況を確認する。さらに、業績評価体系、商品提案プロセス、外貨建保険販売の改善状況等についても、継続的にモニタリングを実施していく。

- ・顧客の資産運用に関する認識、金融機関や金融商品の選択基準、必要としているサービス内容、金融庁施策に関する認識等を把握するため、顧客目線に立った顧客意識調査を実施する。また、その結果を分析・公表するとともに、金融機関に対するモニタリング・対話や「見える化」に関する具体的な取組に反映させていく。
- ・合理的な根拠を欠く高頻度の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させるような行為等が適合性の原則や誠実公正義務に違反することを監督指針において明確にし、検査・監督を通じて、そうした不適切な販売を抑制していく。
- ・金融経済教育等の取組と連携して、金融事業者において金融商品販売についての取組が大きく異なっており、複数の金融事業者を比較して選択することが重要であるといった点について、資産形成層を中心に幅広く訴求することを意識したイベント等を有識者と連携しつつ開催し、顧客の意識・行動の変化に繋げていく。

② 家計における長期・積立・分散投資の推進

- ・国民の生涯を通じた安定的な資産形成を支援する制度のあり方について、具体的な検討を行う。
- ・NISA 制度の利便性向上に向けた税制改正要望等を行う。
- ・つみたてNISA Meetup について、より幅広い層にアプローチするため、オンライン開催で継続的に実施していく。
- ・NISA 制度の延長も踏まえ、NISA 特設ウェブサイトの改修及びコンテンツの充実に取り組むほか、SNS を通じた情報発信を行い、つみたてNISA の普及を図る。
- ・現役世代にとって身近な場である職場を通じて、つみたてNISA や資産形成に関する情報提供が広く行われるよう、地方公共団体・経済団体に対して、職場における情報提供の実施に向けて働きかけていく。
- ・金融サービス利用者が自らのニーズに応じた金融商品を適切に選択できるよう、投資初心者やつみたてNISA 利用者で他の商品の購入を検討している人が、金融商品の購入に当たって考慮すべきポイントを策定する。

③ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組）

- ・障がい者がより安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、施設等の整備、研修等を通じた現場職員への浸透の徹底、各金融機関の店頭やウェブサイト等でのサービスの提供内容の表示・周知等を促していくほか、「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」の開催を通じ、引き続き障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めていく。また、2020年6月に成立した「聴覚障害者等による電話の利

用の円滑化に関する法律」を踏まえ、聴覚障がい者等の利便性向上を図る観点から、公共インフラである電話リレーサービスの活用を促していく。

- ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預金及び後見制度支援信託の導入を促していくとともに、後見制度支援預貯金等の導入状況に係る調査の結果を公表する。また、預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しに係る対応について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、対応の着眼点の整理や好事例の収集等を検討すべく、業界との対話を行う。このほか、認知症サポーターの養成、高齢者や認知症の人に対応した創意工夫ある金融商品・サービスの開発・普及に向け、各金融機関の取組を後押しする。
- ・外国人の口座開設等の金融サービスの利便性の一層の向上が図られるよう、金融機関や外国人受入れ企業等に対する周知活動を実施するとともに、各金融機関の優良な取組事例を公表する。また、やさしい日本語を含む 14 か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットにおいて、金融機関が実施する口座開設時の在留期間や勤務実態の確認、郵送による取引現況の確認等の必要性及び趣旨に係る記述を拡充し、外国人や受入れ先の理解の醸成を図る。引き続き、金融機関が外国人顧客に対する顧客管理を適切に実施しているかを確認していく。
- ・2020 年 8 月に公表された金融審議会「市場ワーキング・グループ報告書」を踏まえ、高齢顧客の課題やニーズへの対応を強化・改善するため、金融業務のあり方について、業界団体の指針策定等の支援を行う。具体的には、認知判断能力が低下した顧客の支援を目的とした金融機関と福祉関係機関等との連携強化、その際の個人情報保護法との関係、認知判断能力が低下した顧客本人や家族等による金融取引のあり方、その他業界の好事例の集約・還元や指針策定が期待されるものについて、業界の取組を支援していく。

④ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

- ・学校教育現場において、デジタルコンテンツの提供やオンライン形式での授業・セミナーを中心として金融リテラシー向上に努める。
- ・成年年齢の引下げや、中学校・高校における新学習指導要領の導入を見据え、学校教育現場における金融経済教育を支援するため、ICT を活用したオンライン授業、学校教員向けのオンライン研修の実施、より効果的に金融知識を学ぶことのできる副教材の作成等に取り組む。
- ・資産形成や金融リテラシーに関心を持つきっかけとなるよう、有益な動画コンテンツを作成する。
- ・インサイダー取引規制について分かりやすく解説するため「インサイダー取引規制に関する Q&A」（本年 7 月に改訂）について、経済団体や

個別企業幹部への説明を通じた普及活動等を行い、株式投資等が、上場企業役職員を含めより多くの個人の資産形成に有効活用されるよう促す。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課

企画市場局

市場課

監督局

総務課監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課

施策Ⅱ－２

利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策の概要	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。</p>
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること
目標設定の考え方・根拠	<p>金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・各業法の目的規定、各監督指針等・令和２事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～(令和２年８月３１日)・金融・資本市場競争力強化プラン(平成１９年１２月２１日)・多重債務問題改善プログラム(１９年４月２０日多重債務者対策本部決定)・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画(２７年３月２４日)・顧客本位の業務運営に関する原則(２９年３月３０日)・ギャンブル等依存症対策推進基本計画(３１年４月１９日閣議決定)
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none">・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況(所要の政令・内閣府令等の整備等、２年度)・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備(必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、２年度)・[主要]保険会社等における更なる態勢整備(必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧

客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、2年度)

- ・[主要]日本郵政グループにおける態勢整備(適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善を促していく、2年度)
- ・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備(必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、2年度)
- ・[主要]貸金業者における更なる態勢整備(必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、2年度)
- ・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備(改正資金決済法の施行に向けて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、2年度)
- ・[主要]無登録業者に対する適切な対応(無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う、2年度)
- ・相談室相談員の研修受講状況(5回、2年度)
- ・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況(2回、2年度)
- ・多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況(多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う、2年度)
- ・財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施(各財務局において実施、2年度)
- ・ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況(連携強化に向けた取組を行う、2年度)
- ・インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況(インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う、2年度)
- ・不正利用口座への対応状況(金融機関において利用停止等の措置を実施、2年度)
- ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況(振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す、2年度)

	<ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産交換業者における態勢整備（（暗号資産交換業者のサイバーセキュリティ対策の水準の向上を図るとともに、新たに規制対象となった他人のための暗号資産の管理、暗号資産デリバティブ取引について、リスクに応じた登録審査・モニタリングを行っていく、2年度）
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等> ・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数 ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数 ・財務局及び地方自治体における多重債務相談件数 ・金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数 ・インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況<件数・金額> ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況<金額> ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料 ・無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数

<p style="text-align: center;">主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令等の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。 ・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近づく観点からの対話を重ねていく。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努める。 ・預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点からモニタリングを実施する。 ・保険会社等については、高齢化の進展やコロナ禍の経験を踏まえた「新しい生活様式」への対応が保険会社にも求められる中、こうした状況変化も前提に、健全かつ持続可能なビジネスモデルに向けて取り組むべき課題とその対応状況を改めて各社と対話していく。 ・かんぽ生命等については、業務改善計画の実行状況を踏まえつつ、顧客の信頼回復に向けた取組等をモニタリングする。

- ・少額短期保険業者については、最低基準を満たした業務運営が行われているかについて、各財務局と連携して、自主点検結果を踏まえつつガバナンスをはじめとする態勢整備の状況と併せてモニタリングを行うほか、日本少額短期保険協会とも連携して最低基準達成のための環境整備を行う。経過措置適用業者の監督に対しては、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況や顧客への周知の状況を確認し、必要な対応を求める。
- ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施する。
- ・貸金業者については、業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る観点から、十分な態勢を整備するよう指導・監督していく。
- ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、改正資金決済法の円滑な実施に向けて、事務ガイドラインの改正や実効性のあるモニタリング体制・手法の検討を行う。また、フィンテックの進展等を背景にした事業者のビジネスモデルの変容の速さも踏まえ、事業者のビジネスモデル等に応じ、リスクベース・アプローチに基づくモニタリング及び対話の強化を進めていく。
- ・暗号資産交換業者については、自主規制機関とも連携しつつ、サイバーセキュリティ対策が十分であることを検証するなど、モニタリングを実施することにより、登録業者のサイバーセキュリティ水準の向上を図る。また、新たに規制対象となった他人のための暗号資産の管理、暗号資産デリバティブ取引について、リスクを適切に把握し、それを踏まえ、リスクに応じた適切な登録審査・モニタリングを行っていく。

② 利用者保護のための制度・環境整備

- ・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対しては、問い合わせ等を通じ積極的に実態把握を行い、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携する。また、無登録業者に対しては、速やかに照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行い、投資者に対しては、無登録業者や無登録業者との取引について、広く周知及び注意喚起を行う。海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行う。
また、無届出募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行う。
- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行う。また、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進する。
- ・「金融トラブル連絡調整協議会」（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも利用しつつ、関係諸機関及び金融機関の監督部局とも連携の上、指定機関の業務運営態勢の深化を促す。「ODR活性化検討会」における取りまとめ（内閣官房）も踏まえ、指定機関におけるオンラインの活用など利用者利便に一層資する取組を促す。

- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。
- ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施する。
- ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。
- ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進める。
- ・貸金業の利用者についての実態把握を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響もあって広がりを見せている様々な形態の取引（SNS個人間融資、ファクタリング等）について、多重債務防止等の観点から注意喚起等の取組を更に推進する。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。
- ・4年4月の成年年齢の引下げに向け、当局による検査・監督や日本貸金業協会の監査を通じて、特に若年者への貸付けについて貸金業法の遵守状況を確認する。あわせて、多重債務防止に向けた貸金業者による自主的な取組を把握・推進する。
- ・銀行カードローンの業務運営について、融資実行後の途上管理等、取組が十分に進んでいない銀行に対して、引き続き、個別に対応を促していく。
- ・資金移動業者を通じた金融機関からの不正出金などに見られるような新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策にかかる情報提供や啓発といった取組を、顧客の利便性の向上に配慮しつつ、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者にも、警察庁等の関係機関と連携して、必要な施策を検討・実施し、また、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。
- ・振り込め詐欺等の特殊詐欺の手口は年々巧妙化し、特殊詐欺被害は認知件数及び被害額共に依然として高水準で推移している。こうした状況を踏まえ、各金融機関に対しては、振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促していく。また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。加えて、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」

に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認し、国民一体による返金制度の周知や、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知を徹底する。

【担当部局名】

監督局

総務課監督調査室、総務課、金融会社室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、証券課

企画市場局

総務課調査室、信用制度参事官室、金融トラブル解決制度推進室、企業開示課

総合政策局

総合政策課金融サービス利用者相談室、リスク分析総括課、フィンテック・モニタリング室

証券取引等監視委員会事務局

総務課

基本政策Ⅲ	市場の公正性・透明性と市場の活力の向上
施策Ⅲ－１	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
施策Ⅲ－２	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
施策Ⅲ－３	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

施策Ⅲ－１

金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワードルッキングな市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること
目標設定の考え方・根拠	市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。 【根拠】 <ul style="list-style-type: none">・金融商品取引法第 26 条、第 56 条の 2、第 177 条、第 187 条、第 210 条 等・証券取引等監視委員会 中期活動方針（第 10 期）（令和 2 年 1 月 24 日公表）・令和 2 事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（令和 2 年 8 月 31 日公表）
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none">・[主要]不安定な動きが見られる金融・資本市場における機動的な市場監視の実施（相場操縦等の不正行為や悪質な取引等への対応の実施、2 年度）。・[主要]フォワードルッキングな市場監視の実施（様々な金融市場の動向等を踏まえた多面的な分析、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析等の実施、2 年度）・[主要]積極的・機動的な調査・検査の実施（多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の実施、2 年度）・[主要]証券モニタリングの適切な実施（多様な投資者の保護の充実・強化、2 年度）・[主要]裁判所への申立てに係る調査権限の積極的な活用（無登録業者による投資家被害の拡大防止のための調査権限の積極的な活用及び関係機関との連携強化、2 年度）・[主要]複数の市場をまたぐ取引の実態把握の実施（不正行為等の監視や注文執行の状況等の検証、2 年度）・[主要]重大で悪質な事案に対する厳正な対処（関係機関とも連携の上、的確な刑事告発等の実施、2 年度）

	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]国内外の各機関等との連携強化等の実施（市場規律の強化に向けた国内外の各機関等との連携強化及び情報発信、2年度） ・[主要]業務の継続的な点検等の実施（事案の態様に応じた適正な調査・検査を引き続き実施、2年度） ・[主要]デジタルライゼーションの一層の活用の推進及び人材の育成（デジタルフォレンジック技術の向上及びシステムの高度化、幅広い視点を持った人材の育成、2年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数> ・証券モニタリングに係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数> ・無登録業者等に係る裁判所への申立て件数<内容・件数> ・課徴金納付命令の実績<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・海外当局との情報交換件数<内容・件数> ・市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>

主な事務事業の取組内容	
① 新型コロナウイルス感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場に不安定な動きが見られる足元において、市場の公正性・透明性確保及び投資者保護の実現のため、相場操縦等の不正行為等について警戒水準を高めて機動的な市場監視を実施するほか、投資者の不安に乗じた悪質な取引等への対応を行う。
② 内外環境を踏まえた情報力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・問題の未然防止・早期発見につなげるため、現物株式市場をはじめ、債券やオルタナティブ、デリバティブなど様々な金融市場の動向や課題について多面的な分析を行うほか、市場環境を踏まえ、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析を行うなど、フォワードルッキングな市場監視を行う。
③ 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた、調査・検査を積極的・機動的に行う。 ・証券モニタリングにおいては、高齢者を含む多様な投資者の保護の充実・強化を図る観点から、適合性の原則の明確化等を踏まえた顧客本位の業務運営の定着状況や、コロナ禍の影響下における顧客対応やビジネスモデルの変化等についてのモニタリングを着実に実施する。 ・無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、監視委と金融庁等関

	<p>係機関との間の連携を強化していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正行為等の監視や各種取引における注文執行の状況等の検証を行う観点から、複数の市場（取引所・PTS・ダークプール）をまたぐ取引の実態把握を進める。 重大で悪質な事案については、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処する。
④ 市場規律強化に向けた実効的な取組等	<ul style="list-style-type: none"> 市場の規律強化に向け、国内外の各機関等との連携を更に強化する。例えば、企業のグローバル化に伴う海外子会社等における不正会計等の発覚が増加してきており、海外当局だけではなく、多様な市場関係者との連携の強化や拡大を通じ、これらの実態把握等に努める。また、国内外への情報発信などを通じて市場環境整備に積極的に貢献する。 近年、事案の多様化・複雑化やデジタルライゼーションの進展の中で、多角的・多面的な分析・検証や適切な証拠収集等、事案の態様に応じた適正な調査・検査を引き続き実施していく観点から、業務の継続的な点検に努め、必要に応じて体制整備・強化を行う。
⑤ デジタルライゼーション対応と戦略的な人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的かつ横断的に市場監視業務におけるデジタルライゼーションの一層の活用を推進する。また、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を継続的に推進するほか、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組む。

【担当部局名】

証券取引等監視委員会事務局

総合政策局

総務課審判手続室

監督局証券課

施策Ⅲ－２**企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施**

施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること。
目標設定の 考え方・根拠	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）・「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）・「未来投資戦略2017」（29年6月9日閣議決定）・令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（令和2年8月31日）・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日）・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（25年6月19日）・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（28年3月8日）・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（30年7月5日、元年9月3日）・「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書（31年1月22日）
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none">・[主要] 企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日）を踏まえた取組の促進（2年度）・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況（ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、2年度）・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（99.9%以上、2年度。なお、システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）・[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上（国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進、2年度）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ [主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況（会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化、2年度） ・ [主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況（公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、2年度） ・ 優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況（優秀な会計人材確保に向けた取組を実施、2年度） ・ 国際会計人材ネットワークの登録者数
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課徴金納付命令の実績<内容・件数> ・ 開示書類の提出会社数（内国会社） ・ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数 ・ E D I N E Tのアクセス件数（A P I経由のアクセス件数を含む） ・ E D I N E Tの利用者の利便性向上のための取組の実施状況<内容> ・ I F R Sの任意適用企業数及びその時価総額の割合 ・ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・ 監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況<件数> ・ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数

主な事務事業の取組内容	
① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年3月期から開示の充実が求められている経営方針やリスク情報等の記述情報について、開示の好事例の収集・公表を行う。
② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、引き続き、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。 ・ 有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。 ・ 有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適正性の確保に努める。 ・ 有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。
③ E D I N E Tの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法等の新しい技術・手法の導入し、4年3月末までにE D I N E Tの次期システムの構築

を行う。次期システムの構築事業者の調達に当たっては、内閣官房情報技術（IT）総合戦略室が試行的に実施する技術的対話注による一般競争入札を実施する。

（注）技術的対話とは、発注者と事業者との対話により、発注者が技術提案の改善・再提出を求め、事業者から技術提案の改善、コスト削減案等を提示させる行為であり、これらを一般競争入札の調達手続の中で行うものをいう。

- ・システムの安定運用及び情報セキュリティの確保に引き続き努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修等の対応を行う。

④ 我が国において使用される会計基準の品質向上

- ・財務会計基準機構（FASF）、企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、IFRSへの移行を容易にするため、IFRS適用企業の負担を軽減する等更なる取組を進めるとともに、IFRSに関する我が国からの国際的な意見発信を強化する。
- ・金融商品会計基準の検討・リース会計基準の見直し等、日本基準の高品質化に向けたASBJの取組をサポートする。
- ・「国際会計人材ネットワーク」登録者の更なる増加を目指し、国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進する。

⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施

- ・監査法人が適用したガバナンス・コードの実効性について、公認会計士・監査審査会とも連携し、監査法人に対するモニタリング等を通じて検証する。
- ・監査法人等の独立性を確保するための方策について、チームメンバーローテーションの実施状況、監査市場の寡占状況や非監査業務の位置づけ等の観点も含め、海外の動向も踏まえながら、引き続き分析・検討を行う。
- ・「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、実施状況をフォローアップする。
- ・3年3月期から全面適用される「監査上の主要な検討事項」の記載について、投資家の投資判断に有用なものとなるよう、既に監査報告書への記載を行っている事例の分析等を実施し、関係者の理解を深めるための必要な対応を行う。
- ・監査法人等の監査品質の向上を図る観点から、国際的な議論も踏まえつつ、品質管理基準の見直しについて検討する。
- ・監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）等を通じたグローバルな監査品質の向上に向けた取組については、我が国に拠点を置く同事務局への支援の継続、IFIARにおける議論の国内への還元、一元的な金融監督当局としての知見も活用したIFIARへの積極的な貢献を行うとともに、各国の監査監督当局との一層の連携強化に取り組む。
- ・コロナ禍による企業決算・監査業務への影響等を踏まえ、押印等のあり方を含めて決算・監査手続のデジタルライゼーションの推進について検討を進める。その一環として、監査法人等におけるIT活用に資する

	取組を日本公認会計士協会と連携して推進する。
⑥	<p>公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施する。 ・モニタリングについては、新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響等を踏まえ柔軟に対応するとともに、内容や実施方法の見直しなどを検討する。 ・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューにかかる審査を公認会計士・監査審査会として適切に行うとともに、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。 ・監査品質を向上させるため、トップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映状況のほか、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化された態勢が、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証する。 ・海外子会社にかかるグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制を検証し、ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認する。 ・モニタリングにより把握した状況については、情報の内容や発信の充実に努めつつ、分かりやすい情報提供を行う。 ・日本公認会計士協会の品質管理レビュー等の実効性向上の進捗等を踏まえ、公認会計士・監査審査会のモニタリングとの実効的な連携等に取り組む。
⑦	<p>優秀な会計人材確保に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大の影響に留意しながら、延期した2年試験（論文式試験：2年8月から同年11月に延期）及び3年試験（短答式試験：3年5月に一本化、論文式試験：同年8月）の着実な実施に向け、感染防止策を含めて適切に取り組む。 ・大学生、高校生向けの講演をはじめ、公認会計士試験受験者の裾野拡大のための広報活動等を日本公認会計士協会と適宜連携して実施する。

【担当部局名】

企画市場局

企業開示課

総合政策局

IFIAR 戦略企画室、審判手続室

公認会計士・監査審査会

施策Ⅲ－３**市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備**

施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること。
目標設定の 考え方・根拠	<p>金融庁では、間接金融中心の金融仲介から直接金融も高い機能を発揮するシステムへの転換に向け、資本市場の見直しを継続的に進めてきた。しかし、実際の資金の流れには大きな変化がみられていない。</p> <p>我が国の資本市場における市場機能及び金融仲介機能の発揮状況の鳥瞰的な点検を行い、その機能・魅力の向上に向けて、投資家保護に配慮しつつ対応・検討を進めていく必要がある。</p> <p>また、対応・検討に当たっては、我が国の金融資本市場の機能を高め、アジアや世界における役割を高めるという観点からも取り組む。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・「成長戦略フォローアップ」（令和２年７月１７日閣議決定）・「規制改革実施計画」（２年７月１７日閣議決定）・「成長戦略実行計画」（２年７月１７日閣議決定）・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（平成２８年１２月２２日）・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針・「コーポレートガバナンス・コード」（３０年６月１日改訂）・「投資家と企業の対話ガイドライン」（３０年６月１日）・「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（３１年４月２４日）・『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（２年３月２４日再改訂）・「市場構造専門グループ報告書－令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けて－」（元年１２月２７日）・「令和２事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」（２年８月３１日）
測定指標 (目標値・達成時期)	・[主要]コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況（コーポレートガバナンス・コードの改訂に向けて、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォ

	<p>ローアップ会議」において、企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるためのコーポレートガバナンスのあり方について検討を行う、2年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 資産運用業の高度化に向けた取組の状況 (資産運用会社の運用力強化に向けた業務運営態勢の確立や資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」の促進等に取り組む、2年度) ・[主要] 「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への対応状況 (「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じた的確に対応、2年度) ・海外プロモーション活動等の取り組み状況 (国際金融機能の確立に向けた施策の情報発信を行う、2年度) ・市場機能強化に向けての施策の推進状況 (決済期間短縮化、総合取引所における取引商品の更なる拡大など、2年度) ・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況 (清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す、2年度) ・金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況 (LIBORの代替金利指標については、ターム物リスク・フリー・レートが、信頼性の高い代替金利指標として早期に構築されるよう、市場関係者の取組を促すとともに、同指標の算出・公表主体におけるガバナンス体制の構築状況を注視する。TIBORについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関の取組をフォローアップするとともに、同指標の欧州域内利用に向けて必要な対応を行う、2年度)
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指名・報酬委員会 (任意の委員会を含む) の設置状況 ・独立社外取締役を2名以上選任する企業数 (東京証券取引所市場第一部) ・買収防衛策の状況 ・スチュワードシップ・コードを受け入れる機関数及び、そのうち個別の議決権行使結果及び結果の公表を行う機関数

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> －①企業がデジタル・トランスフォーメーションの進展やサプライチェーンの見直し、働き方改革にどう対応していくか、そうした対応をどのように持続可能なビジネスモデルの確立につなげていくか、に関する、企業と投資家の間での建設的な対話のあり方、②更なる中

	<p>長期的な企業価値の向上を目指し、事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進、上場子会社の取扱いの適正化を含むグループガバナンスの強化、監査の信頼性の確保、中長期的な持続可能性（サステナビリティ）についての考慮や社外取締役の質の向上、③プライム市場上場企業に対して求める一段高い水準のガバナンス、についてスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセットオーナーの機能発揮に関しては、経済界等の様々な関係者との連携強化を図りつつ、母体企業への個別の働き掛けも含め、企業年金の運用態勢の充実や、スチュワードシップ・コードの受入れをはじめとするスチュワードシップ活動の促進に向けた取組を行う。
<p>② 資産運用業の高度化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各社の運用力強化に向けた取組が、中長期的に良好で持続可能なパフォーマンスを実現するための商品組成や顧客利益の観点からのファンド管理の徹底に繋がっているか等について、経営者を含めた各社との対話を今後も継続的に実施する。 ・地方自治体等とも連携し、投資運用業等 登録手続ガイドブック・概要書を、国内外で配布・周知するとともに、必要に応じて利用者からのフィードバックを基に改訂する。 ・資産運用会社相互の健全な競争に資するよう、公募投信のパフォーマンス調査を定例化し、調査結果を、消費者を含む関係者によりわかりやすく提供する。 ・資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」を促進する観点から、公募投信だけでなく、地域銀行・企業年金基金等の機関投資家向けの私募投信や一任運用の状況についても、資産運用会社・信託銀行・保険会社等から情報収集を行い、調査・分析・公表する。 ・国際的に見て我が国における投資が進んでいないPEファンド等のファンドに今後の経済情勢の中でどのような役割を期待すべきか、またその際に必要な政策対応について検討する。 ・ESG・SDGsへの関心が高まる中、我が国資産運用業界におけるESG・SDGsの現状について調査・分析する。 ・インデックス運用の拡大を背景にインデックス・プロバイダーの存在感が高まっており、インデックス・プロバイダーの資産運用市場における機能について調査・分析する。
<p>③ 国際金融機能の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「成長戦略実行計画」（2年7月17日閣議決定）を踏まえ、日本市場がアジアにおける国際金融の中核的な拠点の一つとして発展していけるよう、海外金融機関も含めた関係者と十分にコミュニケーションを取りつつ、金融・資本市場の魅力を向上させ、海外金融機関・専門人材の受入れ環境整備を一層加速させていく。許認可等プロセスの英語化や登録

手続きの迅速化を進める。また、人材育成・税制・予算上の措置、関連するビジネス環境の改善等、海外金融機関等の受入れに係る環境整備の具体的方策を総合的に検討する。

- ・また、日本市場の魅力を向上させていくため、規制・監督を十分国際的に調和の取れたものとし、さらに、複数の国・地域当局からの複層的な規制・監督に服することによる弊害があれば、それを解決していくよう、海外当局との連携に取り組む。

④ 市場の機能強化に向けた環境整備

・企業による資金調達円滑化や証券取引の多様化・高度化を図る観点から、投資家保護の視点にも十分留意しつつ、クラウドファンディング制度、非上場の有価証券の取引、プロ投資家の要件、証券会社における顧客注文の執行に関する制度のあり方等について検討を行う。

・外国法人顧客に関する情報を銀証ファイアーウォール規制から除外することについて検討するとともに、公正な競争環境に留意しつつ国内顧客を含めた本規制の必要性についても検討を行う。

・投資家の利便性向上や上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業の育成に資する市場となるよう、関係者とともに東京証券取引所の市場構造の見直しを進める。

・東証株価指数（TOPIX）（注）について、機関投資家にとって使い勝手がよく、選定される企業にとっても納得感のあるインデックスとなるよう、市場区分とTOPIXの範囲を切り離し、連続性の確保を考慮しつつ、より流動性を重視する方向で企業を選定する等、取引所における算出方法の見直しをモニタリングする。

（注）東京証券取引所市場第一部に上場している全ての日本企業（内国普通株式全銘柄）を対象とした株価指数。昭和43年1月4日を基準日とし、その日の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したもの。

・総合取引所における取引商品の更なる拡大などを図るため、関係者への働きかけや取組の支援等を行う。

・我が国は他の先進国と比べて祝日が多く取引できない日が多いところ、大阪取引所が公表した「デリバティブの祝日取引に関するワーキング・グループ報告書」（2年6月30日公表）を踏まえ、先物取引に係る祝日取引の開始（3年秋以降）を目指し、大阪取引所における検討・取組を後押しする。

・ETF市場の流動性向上を図るため、金融商品取引清算機関及び関係業界によるETF設定・交換にかかる決済期間を短縮するための取組を引き続き促す。

・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け引き続き取り組む。

⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等

・清算・振替機関等に対しては、海外当局との意見交換も踏まえて、財務

	<p>基盤・システム・オペレーションの安定性確保等の観点から監督を実施するとともに、市場の安定性・利便性を向上するための取組を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年金融商品取引法改正により、店頭デリバティブ取引情報報告の報告先が一本化されることを受け、制度詳細を規定する関係府令の整備等を進める。 ・店頭デリバティブ市場に関して、取引の透明性の向上を図るため、適切に取引情報を収集・分析する。 ・重要な市場インフラである決済・清算制度について、安定性確保等の観点から見直した、外国清算機関免許の適用除外制度においては、同制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局との間で、情報共有枠組みを整備していく。 ・東京証券取引所の公表した「マーケット・アクセス・ルール」も踏まえた、主要な受託証券会社における態勢整備状況の調査を行うとともに、取引所と連携し、高速取引行為者による取引実態の分析を継続するなどして、高速取引に係る審査手法の効率化・高度化を図りつつ、実効性のある取引監視を行う。
<p>⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・LIBORの恒久的な公表停止を見据え、ターム物リスク・フリー・レートが、信頼性の高い代替金利指標として早期に構築されるよう、市場関係者の取組を促していく。また、同指標の算出・公表主体におけるガバナンス体制の構築状況を注視していくほか、特定金融指標規制の適用及び欧州域内利用に向けた必要な対応についても、並行して検討する。 ・TIBORについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組をフォローアップする。具体的には、「日本円TIBORへの一本化」に係る所要の検討について、TIBORの信頼性・透明性の維持・向上が図られるよう、その進捗を確認する。また、TIBORの欧州域内利用に向けて必要な対応を完了させる。

【担当部局名】

企画市場局

市場課、企業開示課

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課、総務課国際室

監督局

銀行第一課

証券課

(横断的施策)

1 IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

2 業務継続体制の確立と災害への対応

3 その他の横断的施策

横断的施策－1

I T技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

<p>施策の概要</p>	<p>I T技術の進展等に伴うデジタルイゼーションの加速化が将来の金融業に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組を進める。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>デジタルイゼーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>急速に発展している情報通信やデータ処理技術等の社会実装が本格的な段階を迎え、金融分野においても、デジタルイゼーションを取り入れた先進的でより良いサービスの開発・提供により、利用者に大きな利便性がもたらされ得る。くわえて、金融機関を含む事業者にとっても新たな収益機会が生まれ、それがさらに利用者利便の高い新たな金融サービスの創出につながるという好循環が生まれることが期待される。</p> <p>金融機関を含む事業者は、単に従来の業務のやり方をデジタルに置き換えるのではなく、デジタル技術により新たな形で利用者のニーズを満たし、社会的課題を解決し付加価値を創出するという発想が求められる。また、そうした金融サービスについて、リアルタイムかつ大量のデータの活用などにより、不断に改善点を見出し、継続的に進化させる、といったイノベーション・サイクルの確立が期待される。同時に、こうしたデジタル・イノベーションが社会に浸透・定着し、より発展を遂げていくためには、利用者が新しいサービスを安心かつ安全に利用できることが重要だ。また、多様な利用者にとって優しいデジタル・サービスの提供を促していく必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定） ・令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（令和2年8月31日）等

<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ [主要]FinTech サポートデスク、FinTech 実証実験ハブ、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブで受け付けた相談への対応状況（FinTech サポートデスクで受け付けた相談や、FinTech 実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応、2年度） ・ FinTech Innovation Hub による情報収集の実施状況（最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集、2年度） ・ 金融商品販売法等改正法の施行に向けた取組（政令・内閣府令の整備等、2年度～） ・ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数（100社、2年度） ・ 情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況（金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施、2年度） ・ 決済システムの高度化・効率化の検討状況（具体的な検討推進、2年度） ・ クロスボーダー送金の高度化への取組（クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップの策定、2年度） ・ 金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直し状況（検討会の設置、書面・押印・対面の不要化や電子化の促進、2年度） ・ 銀行と電子決済等代行業者の間の接続についてのAPI方式への移行のフォローアップ状況（銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、API方式への移行をフォローアップ、2年度） ・ アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための取組（具体的な取組の推進、2年度）
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ FinTech サポートデスクの受付状況 ・ FinTech 実証実験ハブの支援実施状況 ・ 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブの支援実施状況

主な事務事業の取組内容	
<p>① デジタルライゼーションの加速的な進展への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ FinTech サポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応する。また、FinTech 実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、実証実験ごとに、庁内に

担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁や業界団体とも連携しながら、継続的な支援を行う。また、FinTech Innovation Hub によるオンライン面談、FinTech サポートデスク、FinTech 実証実験ハブ等を通じて、金融機関を含む事業者がより利用者目線に立った新たな金融サービスを創出するよう、支援に注力する。

- ・金融機関における IT システムの効率化・高度化を推進するため、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを活用し、基幹系システムに係る先進的な取組を後押ししていく。
- ・金融庁や国際標準策定に貢献する団体や企業の専門家、技術者等の多様なステークホルダーから構成されるコンソーシアム型会議体を設置するなど、多様なステークホルダーと協力して、セキュリティや革新的技術の活用等に関する課題について、その解決に向けた検討を行う。
- ・デジタルアイデンティティの関心が高まる中、分散型技術の金融システムへの応用について、BGIN (Blockchain Governance Initiative Network) の活動やブロックチェーン「国際共同研究プロジェクト」を通じて国内外の議論を主導する。
- ・「フィンテック・サミット」等の開催を通じて、わが国におけるフィンテックの状況を国内外に発信する。
- ・これまでの取組により広がったフィンテック関係者とのネットワークを最大限活用し、政策課題の抽出や具体的施策の策定を行うため、最新のサービスや技術の動向を把握していく。
- ・金融サービス仲介業の創設や、高額送金を取扱可能な類型の創設等の資金移動業に関する規制の見直しなどを内容とする金融商品販売法等改正法の施行に向け、政令・内閣府令、監督指針や事務ガイドラインの整備、効率的な登録審査体制の確立等に取り組む。
- ・金融機関におけるテレワークの活用等が進む中、こうした環境変化に伴うサイバーセキュリティを含む新たなシステム上のリスクについて、積極的に情報収集を行い、必要に応じ注意喚起を行う。
- ・地域金融機関に対して、各協会とも連携し、脆弱性診断等の実効性向上への取組の定着を図るとともに、サイバーセキュリティ対策の取組に進展が見られる先との意見交換を通じて、プラクティスを収集し、好事例を還元することにより、より一層の取組を促す。大手金融機関に対しては、定期的な対話を通じて、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化や TLPT (Threat-Led Penetration Test) の実効性向上を促す。
- ・サイバー演習について、引き続き、インシデント対応能力の底上げを重点課題として実施するほか、前回の演習で対応が概ねできていた業態については、更なる高度化に向けて、シナリオに対して組織内での深度ある議論が必要な形式を新たに取り入れて演習を実施する。
- ・2019年6月に実施した、大規模なサイバーインシデントの発生を想定

- した G7 での合同演習を踏まえた事後対応 (G7 当局間の連携手順の改善等) などの国際的議論に積極的に貢献する。
- デジタル技術の活用により、新たな形で顧客課題の解決を図るサービスを提供し、顧客体験の向上に不断に取り組むことでサービスを進化させ、顧客獲得につなげていくことができるような IT ガバナンスの発揮について、金融機関を含む事業者と深度ある対話を行う。
 - 金融デジタル化のあるべき水準を踏まえつつ、令和元事務年度に対話を行った一部業態については、経営戦略に沿って機動的に対応できる IT システムの実現といった課題について深度ある対話を実施するとともに、それ以外の業態においてもアンケートや対話を実施するほか、こうした対話を通じて得られた事例等を事例集に反映する。
 - 次世代システム等への移行を含む、難易度の高い大規模システム開発プロジェクトに取り組む金融機関について、IT・デジタル人材の戦略的な確保・育成を含むプロジェクト管理態勢の適切性を初期段階からモニタリングする。
 - 令和元事務年度の対話の中で明らかになった地域銀行の共同センターに関する課題を踏まえ、基幹系システムのスイッチングコスト低減の可能性等について、庁内外の関係者での議論・研究を進める。
 - オンラインで完結する新たな本人確認方法を導入したことも踏まえ、民間事業者による革新的な本人確認の実装を支援する。
 - 長く見直しが行われてこなかった銀行間手数料について、全国的な決済ネットワークを安定的かつ効率的に運営する観点から、全銀ネットが定める仕組みに統一する。その上で、コスト構造の見える化を行いつつ、コストを適切に反映した合理的水準への引下げに向けて、必要な対応を行う。また、全銀システムの運営主体である全銀ネットのガバナンスや透明性の向上を図る。
 - 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」の中で、多頻度小口決済を想定した新たな決済システムの構築や、預金取扱金融機関に限定されている全銀システムの参加資格の拡大について検討を進める。
 - 利用者利便の向上を図る観点から、多数の事業者が林立しているとの指摘のある少額決済サービスについて、銀行系スマホ決済などの事業者間の相互運用性確保に向けた取組を促進する。また、振込金額の多寡にかかわらず振込 1 件ごとに手数料が発生する料金体系について、利用頻度にかかわらず定額で手数料を支払う仕組みも設けるなど、料金体系の多様化を促す。
 - G20 等で議論されているクロスボーダー決済の高度化を着実に進めていくため、国際的な議論に積極的に参画・貢献していく。
 - 金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における

【別添2】

	<p>書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設け、各種手続の電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を進め、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none">・銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、API方式への移行をフォローアップする。・中央銀行デジタル通貨について、財務省とも連携しつつ、日本銀行の検討に貢献する。
② 金融技術の発展を受けた対応	<ul style="list-style-type: none">・金融行政上の重要な諸課題に係る分析・研究を通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげることを目指す。

【担当部局名】

総合政策局

フィンテック室、総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課、国際室

企画市場局

決済・金融サービス仲介法制室、調査室

監督局

総務課、銀行第一課

横断的施策－ 2

業務継続体制の確立と災害への対応

<p>施策の概要</p>	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p> <p>また、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、2 年 7 月豪雨等の自然災害並びに新型コロナウイルス感染症への対応として、金融機関に対して、被災者の生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること。</p> <p>東日本大震災、28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、2 年 7 月豪雨等の自然災害の被災者並びに新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。</p> <p>東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。また、28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）及び 2 年 7 月豪雨等への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。</p> <p>また、自然災害被災者債務整理ガイドラインの対象にコロナ禍の影響により既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主を追加</p>

	<p>し、こうした債務者に対しても生活や事業の再建のための債務整理支援を実施していく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都直下地震緊急対策推進基本計画（26年3月28日閣議決定） ・ 政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26年3月28日閣議決定） ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25年6月7日閣議決定） ・ 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26年3月31日） ・ 国土強靱化年次計画2020（令和2年6月18日国土強靱化推進本部決定） ・ 国土強靱化基本計画（30年12月14日閣議決定） ・ 主要行等向けの総合的な監督指針 ・ 令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（2年8月31日） ・ 東日本大震災からの復興の基本方針（23年7月29日） ・ 30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ（30年8月2日） ・ 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ（元年11月7日、2年7月30日）
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ [主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組（「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、2年度） ・ [主要] 災害等発生時に備えた訓練（金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、2年度） ・ [主要] 業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施、2年度） ・ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理ガイドライン」という）の運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進（個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進、2年度） ・ 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法（震災特例）について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、2年度） ・ 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援（自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、2年度） ・ 被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害

	時における被災者からの相談等の受付（各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、2年度）
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」などを検証し、必要に応じて見直しを実施する。 ・関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う。
② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、取引所や金融機関等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施する。 ・金融機関等の業務継続計画の整備状況や業務継続体制の実効性等について、アンケートやヒアリング等を通じて検証していく。 ・災害の状況等に応じ、金融機関に対し金融上の措置の要請を速やかに発出するなど適時的確に対応する。 ・平時において、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関自体の災害時における業務継続態勢（実効性のある業務継続計画）の策定・構築 ✓ 災害後の金融機関における顧客等への柔軟かつ迅速な預貯金の払戻し、既存債務の返済猶予、緊急資金への対応、各種相談窓口の設置等の被災者支援を想定した対応態勢の整備 を金融機関に促していく。 ・金融機関に対して、中小企業への強靱化対策パッケージの周知を含め、取引先中小企業の事業継続力強化の取組を促していく。
③ 災害への対応	<p>[東日本大震災]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報を行うとともに、金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構や、同ガイドラインの活用に加え、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた主体的かつ継続的な支援等を行っていくよう促す。さらに、創業・起業等を含む被災地の多様なニーズを的確に把握し、きめ

細かな対応を行うよう促す。

[28年熊本地震及び30年7月豪雨、令和元年東日本台風等]

- ・金融機関に対して、被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促すとともに、住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援に向けた自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報や、地域経済活性化支援機構と地域金融機関等が連携して設立したファンドの活用促進を通じて、被災者の生活・事業の再建を支援していく。
- ・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを設置し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等との取引に関する相談に応じる。

[新型コロナウイルス感染症への対応]

- ・新型コロナウイルス感染症により既往債務の弁済が困難になった個人・個人事業主を自然災害被災者債務整理ガイドラインの対象に追加し、周知広報の上、生活や事業の再建の支援を実施していく。
- ・令和2年2月に設置した「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を通じて、引き続き、新型コロナウイルスに関して、事業者等からの金融機関との取引（資金繰り等）に関する相談に応じる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応について、コロナ禍の影響を注視し、必要がある場合には速やかに連絡協議会を開催するなど、関係者間で適切な連携を図る。

[新たな自然災害への対応]

- ・令和2年7月豪雨等の被災者支援に努めていくほか、今後の新たな自然災害に対しても、迅速かつ的確な対応を行っていく。

【担当部局名】

総合政策局

総務課、秘書課、管理室、金融サービス利用者相談室

企画市場局

市場課、企業開示課

監督局

総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、証券課

横断的施策－３

その他の横断的施策

施策の概要	<p>金融行政について、横断的に関係する施策を実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図る。</p> <p>基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策の実施。</p>
達成すべき目標	<p>国際的に協調した対応及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること。</p> <p>基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること。</p>
目標設定の 考え方・根拠	<p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要がある。</p> <p>また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するために策定したIT戦略を推進するなど、横断的に関係する取組を実施することにより、金融行政の適切な運営を図る必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）（24年2月策定）・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>① [主要] 国際的に協調した対応（コロナ禍への対応における金融規制監督上の国際協調、危機対応に係る海外当局との連携強化、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際的な議論・連携、2年度）</p> <p>② 世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献（サステナブル・ファイナンス、金融機関へのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係るモニタリングの強化、2年度）</p> <p>③ [主要] 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化（従来の対面に加えたバーチャルなコミュニケーションの活用、日中金融協力やミャンマー等新興国への技術支援の積極的な推進、グローバル金融連携センター（GLOPAC）の進化、内外連携した金融規制・監督実務の不断の向上、2年度）</p> <p>④ 規制・制度改革等の推進</p> <p>「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施、2年度）</p>

	<p>⑤事前確認制度の適切な運用</p> <p>ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、2年度）</p> <p>⑥金融行政におけるITの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な推進（テレワークや外部とのオンライン会議の推進並びに予算作業の見直し及び人材育成の推進等、2年度） ・金融機関等から受け付ける申請・届出等についてのシステム及び制度面での対応状況（全ての手続きについて対応完了、2年度） ・金融機関のモニタリングに利用するシステムの機能改修に向けた取組の推進（次期システムの要件定義書案の策定、2年度） <p>⑦許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応の改善に向けた取組状況（アンケートの実施、2年度） ・保険募集人等の営業活動における旧姓使用に向けた取組状況（必要な制度改正及び金融庁及び金融業界におけるシステム改修等を推進、2年度）
<p>参考指標</p>	<p>—</p>

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 国際的に協調した対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ウィズコロナ・ポストコロナにおける経済回復を支えるため、各国が直面する課題について効果的な政策実施に向けた議論を行い、必要に応じ協調した対応を講じるための取組を主導する。 ・海外発の不測の事態にも迅速に対応できるよう、米英欧等の危機対応関係当局との関係を一層強化していく。併せて、各国の知見・教訓や施策の好事例の共有を通じて、本邦の監督・モニタリングや態勢整備に還元する。 ・FATF 第4次対日相互審査については、2019年10月から11月にかけて、金融庁を含む関係省庁に対してオンサイト審査が実施された。我が国のマネロン・テロ資金供与対策に係る現状、課題等について、引き続きFATF 審査団との議論を深めることにより、審査結果を我が国の対応の改善につなげる。 ・マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的な議論の中では、暗号資産やステーブルコインが論点となっている。金融庁が共同議長を務めるFATF コンタクト・グループにおける、暗号資産に係る新たな基準の実施、暗号資産・ステーブルコインについてのルール追加等において主導的な役割を果たす。

② 世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献

- ・サステナブル・ファイナンス等に関する我が国の企業及び金融機関の取組を促し、国際的な議論にも貢献していく。
- ・中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家間の建設的な対話を促す観点から、TCFD 提言に沿った開示などの民間の自主的な取組を推進するとともに、「記述情報の開示の好事例集」の改訂に際し、気候変動を含む ESG に関する開示の好事例を含めて公表する等の取組を進めていく。
- ・金融機関との間で、金融システムの安定性維持の観点から気候変動リスクの管理等に関する課題等について対話していくとともに、ESG に関する金融サービスを通じた付加価値創出への取組についても議論する。
- ・金融機関等のマネー・ローンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策の高度化に向け、関係省庁や業界団体等とも連携し、丁寧な顧客対応にも配慮しつつ、必要な対応を行う。具体的には、預金取扱金融機関へのモニタリングを強化するとともに、資金移動業者や新しい業態についてもオンサイトも含めモニタリングを実施する。非金融分野についても関連省庁と連携を進める。さらに、これまでのモニタリングの実施結果等を踏まえて、新たに対話のための論点の整理を行う。
- ・AI を活用したシステムを構築し、各金融機関が共同利用することによりマネロン・テロ資金供与対策の高度化・効率化を検証する政府の実証事業について、関係者の支援を行う。また、その結果を踏まえ、現行規制上の論点や実用化への課題等を関係省庁と検討・整理する。

③ 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

- ・海外当局等における取組と金融庁における取組を比較し、採り入れるべきは積極的に採り入れるとともに、我が国で積み重ねた工夫を国際的に共有し世界の実務の向上に貢献する。
- ・コロナの影響等によるグローバル金融システムにおける環境変化や日系金融機関・企業の海外展開戦略の変化の可能性を考慮するとともに、従来の対面に加えバーチャルなコミュニケーションも活用していく。具体的には、日中金融協力やミャンマー等新興国への技術支援といった協力枠組みの構築を、バーチャルなコミュニケーションインフラ等を最大限活用しつつ、引き続き積極的に進める。
- ・グローバル金融連携センター（G L O P A C）については、対面研修のみから、対面とバーチャルを組み合わせたハイブリット型研修に進化させていく。また、全卒業生を対象としたバーチャル・フォローアップ特別講義やG L O P A Cの期（グループ）・地域ごとにバーチャル・アルムナイ・フォーラムを開催するなどしてネットワークを改めて強化する。

④ 規制・制度改革等の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国が豊かで活力ある国で在り続けることに資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討する。
<p>⑤ 事前確認制度の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続について、照会窓口及び担当課室の一層の連携（情報共有・進捗状況の管理等）により、照会の受理から回答までの処理期間の短縮を図る。
<p>⑥ 金融行政におけるITの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・RegTechの促進においては、金融機関の規制対応負担を軽減する視点や次々と創出される新たな革新的技術に対する深い理解等も必要となることから、金融当局、金融機関、スタートアップを含むテクノロジー企業、アカデミア等が立場を超えて自由にアイデアを出し合い、課題解決に向けた議論を行うRegTech/SupTech対応の促進に向けたハッカソン等を実施する。 ・当庁におけるIT戦略（中長期計画）の推進 2年3月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活用（テレワークや外部とのオンライン会議の推進等）や価値を生み出すITガバナンスの強化（予算作業の見直しや人材育成の取組の推進）に取り組む。また、政府機関の情報システムに係るセキュリティ水準の一層の向上が求められており、情報セキュリティ管理態勢の点検・確認、サイバー攻撃に備えた早期警戒活動及びインシデント対応能力の維持・向上、情報セキュリティ対策レベルの強化、サプライチェーンリスクへの対応など、着実な取組を推進する。 ・金融庁の行政手続きの電子化 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、適切なオンライン化のあり方を検討した上で、全ての手続きについてオンラインでの提出が可能となるように、令和2年度中にシステムの整備及び制度面での対応を行い、令和3年度中に運用を開始する。特に押印については、法令の根拠のないものについては令和2年中に廃止し、法令の根拠のあるものについても、その必要性を再検証し、同年中に原則として廃止する。 ・利用者利便の向上やオンライン化を促進する観点から、金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、機能改修に取り組む。
<p>⑦ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可等の審査プロセスについては、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有をはかるとともに、審査における当局側の問題意識を早めに申請者に伝達し、また登録までの時間軸の認識を申請者との

間で共有するなど、審査の迅速化等に取り組む。また、金融庁・各財務局等において、アンケート結果等を踏まえた窓口対応の改善等に取り組んでいくとともに、本事務年度においても引き続きアンケートを行う。

- ・規制改革推進会議での議論を踏まえ、保険募集人等の営業活動において旧姓をより使いやすくするため、必要な制度改正を進めるとともに、金融庁及び金融業界におけるシステム改修等についても対応していく。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、国際室、情報化統括室、リスク分析総括課

企画市場局

総務課

監督局

総務課

(金融庁の行政運営・組織の改革)

1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

2 検査・監督の見直し

3 金融行政を担う人材育成等

金融庁の行政運営・組織の改革－１

金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

<p>施策の概要</p>	<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善等を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融庁のガバナンスの改善等を通じた金融行政の質の向上</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善等を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和２事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」((令和２年８月３１日) ・当面のガバナンス基本方針(平成３０年７月４日)
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革(ガバナンスの改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[主要]各種有識者会議の積極的活用(有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、２年度) ・[主要]第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施(内外からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、２年度) <p>②金融行政に関する情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[主要]金融庁ウェブサイトへのアクセス件数(日本語版ウェブサイト、英語版ウェブサイト、２年度) ・金融庁Twitter(日本語版アカウント、英語版アカウント)のフォロワー数、ツイート(発信)回数、いいね数、リツイート数) <p>③財務局の金融行政担当部局との一体化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[主要]財務局の金融行政担当部局との一体化に向けた取組状況(財務局の金融行政担当部局との一体化、２年度) <p>④金融技術の発展を受けた対応【再掲(詳細は横断的施策－１参照)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための取組(具体的な取組の推進、２年度)
<p>参考指標</p>	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革(ガバナンスの改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況 ・金融行政モニターへの意見申出件数

	<ul style="list-style-type: none"> ・各種サポートデスクへの相談件数 ・意見申出制度への意見申出件数 ②金融行政に関する情報発信の充実 ・報道発表件数 ・英語ワンストップサービスの対応件数
--	--

主な事務事業の取組内容

① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的実施し、会議での議論を金融行政に反映していく。 ・地域金融や監督・検査のあり方、コーポレートガバナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保する。 ・金融庁の関係幹部を含めた内部検証、第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。 ・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進する。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施する。
② 金融行政に関する情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁の施策及び金融行政の各課題等の内容について、金融庁としての考え方や分析等を様々な形で公表し、国民等へのタイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行う。 ・金融庁の英語版ウェブサイトにおいて公表コンテンツの見直し・拡大を図るとともに、Twitter等も活用し、英語による情報発信強化を進める。
③ 総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2事務年度の金融行政における重点課題に対していかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、「令和2年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」を策定する。 ・以下の通り、庁内横断的な重点施策の政策立案や総合調整機能の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタライゼーションの加速的な進展への対応【再掲（詳細は横断的施策—1参照）】 ✓ 国際的に協調した対応【再掲（詳細は横断的施策—3参照）】 ✓ 規制・制度改革等の推進【再掲（詳細は横断的施策—3参照）】 ✓ 金融行政におけるITの活用【再掲（詳細は横断的施策—3参照）】

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 家計における長期・積立・分散投資の推進【再掲（詳細は施策Ⅱ—1参照）】 ✓ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備【再掲（詳細は施策Ⅱ—1参照）】 ✓ 資産運用業の高度化【再掲（詳細は施策Ⅲ—3参照）】 ✓ 国際金融機能の確立【再掲（詳細は施策Ⅲ—3参照）】 ✓ 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）【再掲（詳細は組織改革—1参照）】
④ 金融技術の発展を受けた対応【再掲（詳細は横断的施策—1参照）】	
⑤ 財務局の金融行政担当部局との一体化の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議等の積極的な活用により、金融庁と財務局のコミュニケーションの頻度を高め更に充実させる。 ・政策の企画立案及び執行プロセスにおいて、財務局との協働を更に推進する。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、研究開発室、総務課、組織戦略監理官室、総務課広報室、
秘書課、リスク分析総括課

企画市場局

総務課

監督局

総務課

金融庁の行政運営・組織の改革－２

検査・監督の見直し

施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。
達成すべき目標	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと。
目標設定の考え方・根拠	<p>金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。</p> <p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」（規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか）、「過去から未来へ」（過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか）、「部分から全体へ」（特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか）と広げていくことが重要である。</p> <p>こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(30年6月29日)・令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～(令和2年8月31日)・令和2事務年度金融行政方針(別冊)補足資料(令和2年8月31日)
測定指標 (目標値・達成時期)	・[主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方

	と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況（新しい考え方に沿った検査・監督の実践、2年度）
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 検査・監督の見直し（モニタリング手法等）	<p>【モニタリング成果の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査・監督基本方針等に基づくこれまでのモニタリング実績や、コロナ禍への対応など、足元において新たに認識すべきリスクや経営課題を踏まえ、「外貨流動性等に係るリスク管理」、「有価証券運用に関するリスク管理」等の具体的な分野について、金融機関の規模・特性やビジネスモデルの違いに則した的確な実態把握を行うための、実践的なモニタリング手法の開発を進めていく。 <p>【機動的な実態把握と還元の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関のモニタリングにおいては、コロナ禍に伴う新たな課題やリスクも含め、オンサイトとオフサイトを効果的に組み合わせ、金融セクターや各金融機関の経営上の課題の重要性に即して、機動的かつ先を見通した実態把握を実施する。またその際は、各モニタリングの目的・性格や金融機関への結果の還元方法を、より具体的に金融機関に明示する。 対面ヒアリングを中心とした従来の手法に捉われることなく、遠隔会議システムなどのリモート手法やアンケート方式を積極的に活用するなど、モニタリングの趣旨・目的に応じて、実効的かつ効率的な新しい検査スタイルへの転換を進めていく。 <p>【組織的な人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリング実務におけるOJTの拡充を含む研修態勢の体系化・標準化を図るとともに、研修と人事・評価制度との連携の強化や各職員のキャリアプランと整合的な自己啓発スケジュールに基づく1on1ミーティングの実施など、組織的な人材育成プログラムを構築する。

【担当部局名】

総合政策局

リスク分析総括課

金融庁の行政運営・組織の改革－3
金融行政を担う人材育成等

<p>施策の概要</p>	<p>「金融育成庁」として力を発揮できるよう、人材育成や職場環境の改善等を通じ、金融庁自身の改革を進める。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>コロナ対応を契機とした働き方改革を更に進化・定着させること。 職員が自由闊達に議論し、イニシアティブを発揮できる庁風を築くこと。 実態把握力や政策的な構想力の水準を高めること。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融を巡る環境が変化し、国民のニーズも多様化する中、コロナ対策を着実に遂行し、我が国がコロナ後の国際的な成長競争を勝ち抜いていくためには、金融行政の質を高めていく必要がある。このため、多様なバックグラウンドを持つ職員が、担当分野等の行政のあるべき姿を考えつつ、自らの強みを存分に発揮し、難易度の高い最先端の課題も含め、自らの業務にいきいきと主体的に取り組むことができるような職場環境、組織文化を構築する。各職員の取組が有機的に結びつき、国益につながる成果を上げられるよう、組織として後押ししていく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～（令和2年8月31日） ・金融庁の改革について（平成30年7月4日） ・当面の人事基本方針（30年7月4日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 職員による主体的な取組を支える環境整備（職員が主体性を発揮できる環境の構築、令和2年度） ・[主要] マネジメントを意識した施策の実施状況（マネジメントに対する意識の向上、2年度） ・[主要] 専門性向上を目的とした人材育成等の実施状況（人材育成の実効性の向上、2年度） ・[主要] 業務の合理化・効率化の実施状況（コロナ対応を契機とした新しい働き方の確立、2年度） ・[主要] 人事改革の進捗状況の検証（人事改革を定着・深化させるPDCAサイクルを構築、2年度）
<p>参考指標</p>	<p>職員満足度調査結果</p>

主な事務事業の取組内容

- ① 職員による主体的な取組を支える環境の整備

【別添2】

- ・課室での「グループ化」によるコミュニケーションの活性化、「政策オープンラボ」や「庁内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会の拡大など、職員による主体的な取組を支える環境整備を進める。
- ・これまで以上にマネジメントを意識した組織運営を行うため、幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、その状況を事後的に検証（職員満足度調査や360度評価）する取組を行う。さらに、「グループ長」のマネジメントの意識を高める取組を行う。
- ・多様な人材がいきいきと働けるよう、職員の意欲やスキルを重視した人材育成・配置、業務との関連性を重視した研修の見直しを進める。
- ・職員が自主的に難易度の高い目標を設定し、課題解決に向けて取り組むプロジェクトを試行する。
- ・コロナ対応を契機とした新しい働き方を確立させ、業務を合理化・効率化させていくため、テレワークや外部とのオンライン会議等の積極的な活用を定着させていく。

【担当部局名】

総合政策局

組織戦略監理官室、秘書課、開発研修室、情報化統括室、総合政策課